

(別添)

平成 21 年度 統計法施行状況報告

平成 22 年 6 月 18 日

総 務 省

政 策 統 括 官

(統 計 基 準 担 当)

はじめに

旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）の全部を改正する統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）が平成 21 年 4 月に全面施行された。また、新たに、法において、政府として策定するとされた「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）が平成 21 年 3 月 13 日に閣議決定され、各府省は基本計画の着実な推進が求められることとなった。

この「統計法施行状況報告」は、法第 55 条に基づく各府省からの法の施行状況の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネット等を通じて公表されるとともに、統計委員会に報告がなされるものである。

この「統計法施行状況報告」は、「本編」、「別編」、「資料編」の 3 編構成となっている。

「本編」は、基本計画の推進状況、公的統計の作成状況、調査票情報の利用及び提供状況など、法の条文を個々に概括することができる内容となっている。

「別編」は、基本計画に掲載された個々の施策の進捗状況について各府省の報告を取りまとめた資料となっている。

「資料編」は、「総括編」に加えて、統計法の施行状況を概観するうえで参考となる資料を掲載した資料集となっている。

目次

本編	P 1 ~ P 32
別編	P 34 ~ P105
資料編	P109 ~ P134

(本編)

基本計画	P 1
公的統計の作成	P10
調査票情報の利用及び提供	P24
統計委員会	P29
罰則	P31
その他	P31

基本計画

1 基本計画の策定状況

(1) 基本計画の策定経緯等

法第4条第1項及び第6項では、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めるとともに、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を変更するものと規定されている。

なお、法第4条第4項及び第5項では、総務大臣は、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるとともに、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものと規定されている。

総務大臣は、これらの規定に基づき、統計委員会の審議結果（諮問：平成20年1月21日、答申：平成20年12月22日）を踏まえ、各府省の協力も得て基本計画の案を策定し、閣議の決定を求めた（平成21年3月13日閣議決定）。なお、総務省では、統計委員会の中間報告を基本計画の素案として、総務省令に定めるところにより、意見募集（平成20年10月27日～11月25日）を行い、寄せられた意見を統計委員会における審議に反映させるとともに、意見募集の結果を総務省のホームページにおいて公表した（平成21年3月13日）。

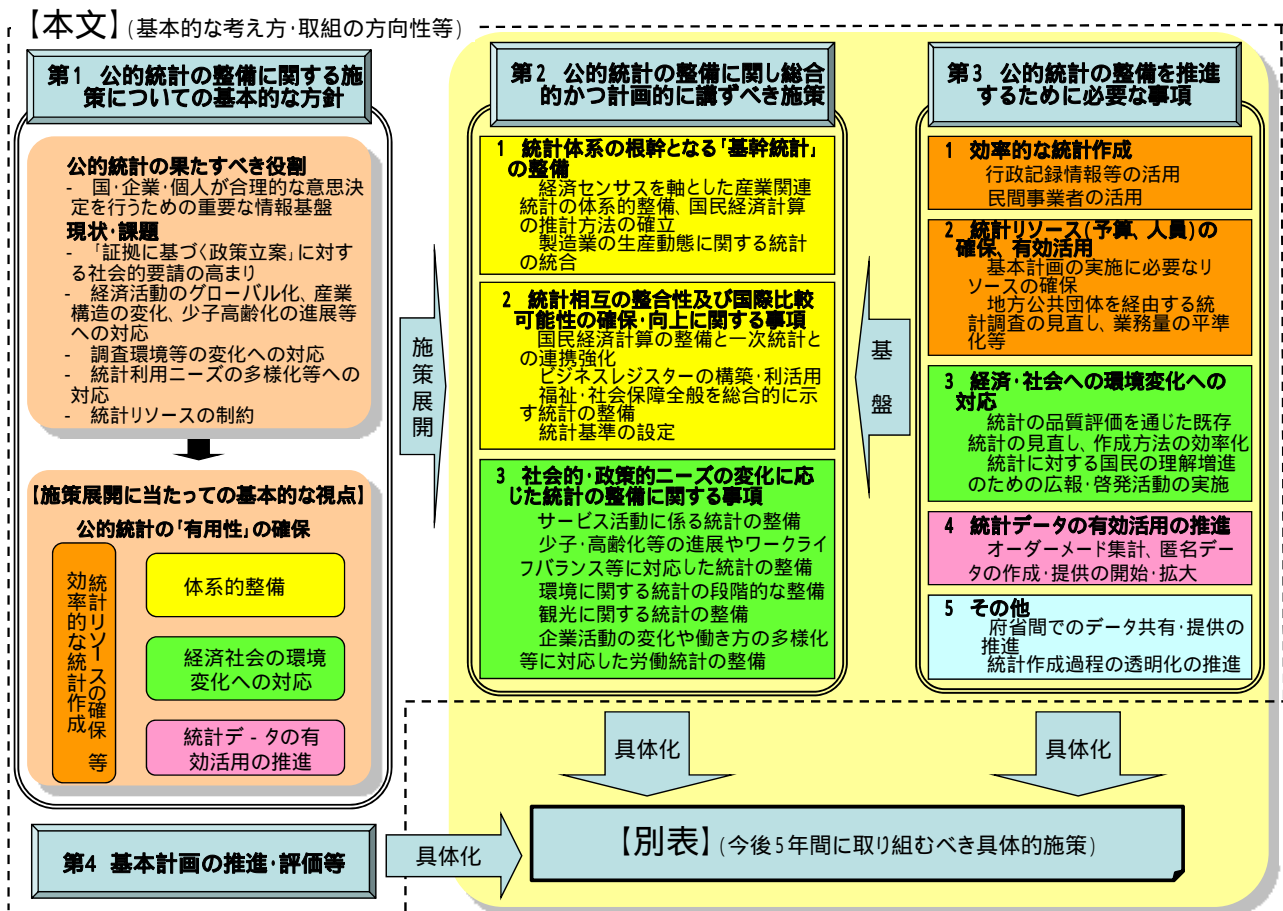
(2) 基本計画の概要・構成

法第4条第2項では、基本計画には、公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針、公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策及びその他公的統計の整備を推進するために必要な事項を定めなければならないと規定されている。また、法第4条第3項では、基本計画を定めるに当っては、基幹統計に係る事項とその他の公的統計に係る事項を区分して記載しなければならないと規定されている。

閣議決定された基本計画は、「本文」と「別表」に分かれ、本文においては現状・課題や取組の方向性等を記述しており、平成21年度からおおむね5年間に講ずべき具体的な措置、方策、担当府省、実施時期等については別表に整理している。

また、基本計画は、法第4条第2項の規定を踏まえ、「第1 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針」、「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」、「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」及び「第4 基本計画の推進・評価等」の4部構成となっている(図1)。

図1 基本計画の構成

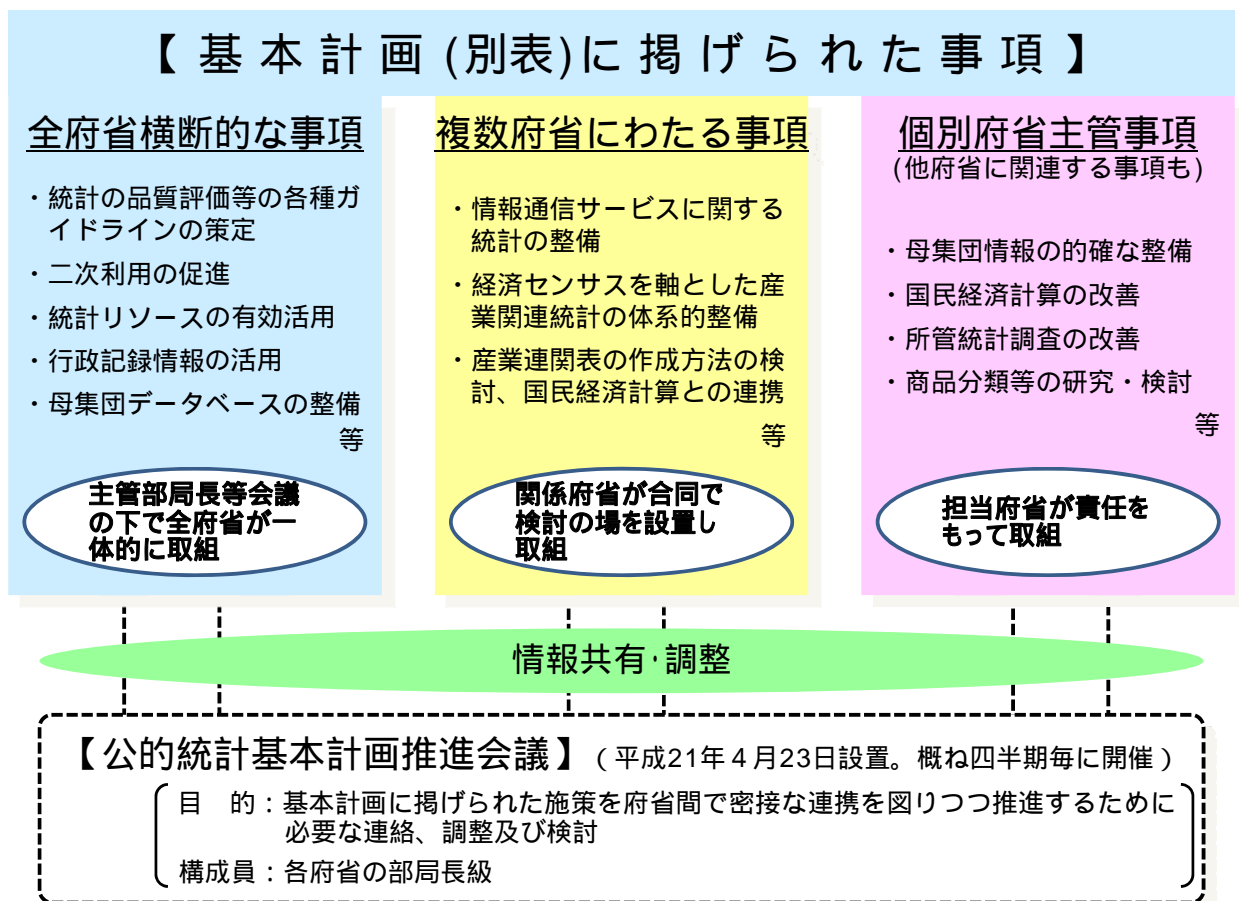


2 基本計画の推進体制

政府では、基本計画に掲げられた事項の具体的推進を図るため、『『公的統計の整備に関する基本的な計画』の推進について』（平成21年4月23日 各府省統計主管部局長等会議申合せ）により、各種の事項を 府省横断的に取り組むことが必要な事項（以下「全府省横断的事項」という。） 関係府省間で連携して取り組むことが必要な事項（以下「複数府省にわたる事項」という。）及び 各府省が個別に取り組むべき事項（以下「個別府省主管事項」という。）の3つに区分し、それぞれの区分に応じた推進体制を整備している。なお、政府では、推進に必要な連絡、調整及び検討を行うことを目的に、基本計画にも盛り込まれている公的統計基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、各府省における取組状況について情報共有を行っているほか、例えば、生産動態統計の整備に向けた検討体制の調整等を実施した（図2）。

また、全府省横断的事項及び複数府省にわたる事項については、総務省政策統括官（統計基準担当）を事務局に各府省で構成する検討会議やワーキンググループを設置するほか、既存の会議も活用して具体的な対応方策の検討・情報共有等を実施している。なお、各府省においても、省内又は関係府省による研究会・検討会等を設置し、有識者の知見も活用しつつ、取組を進めている。

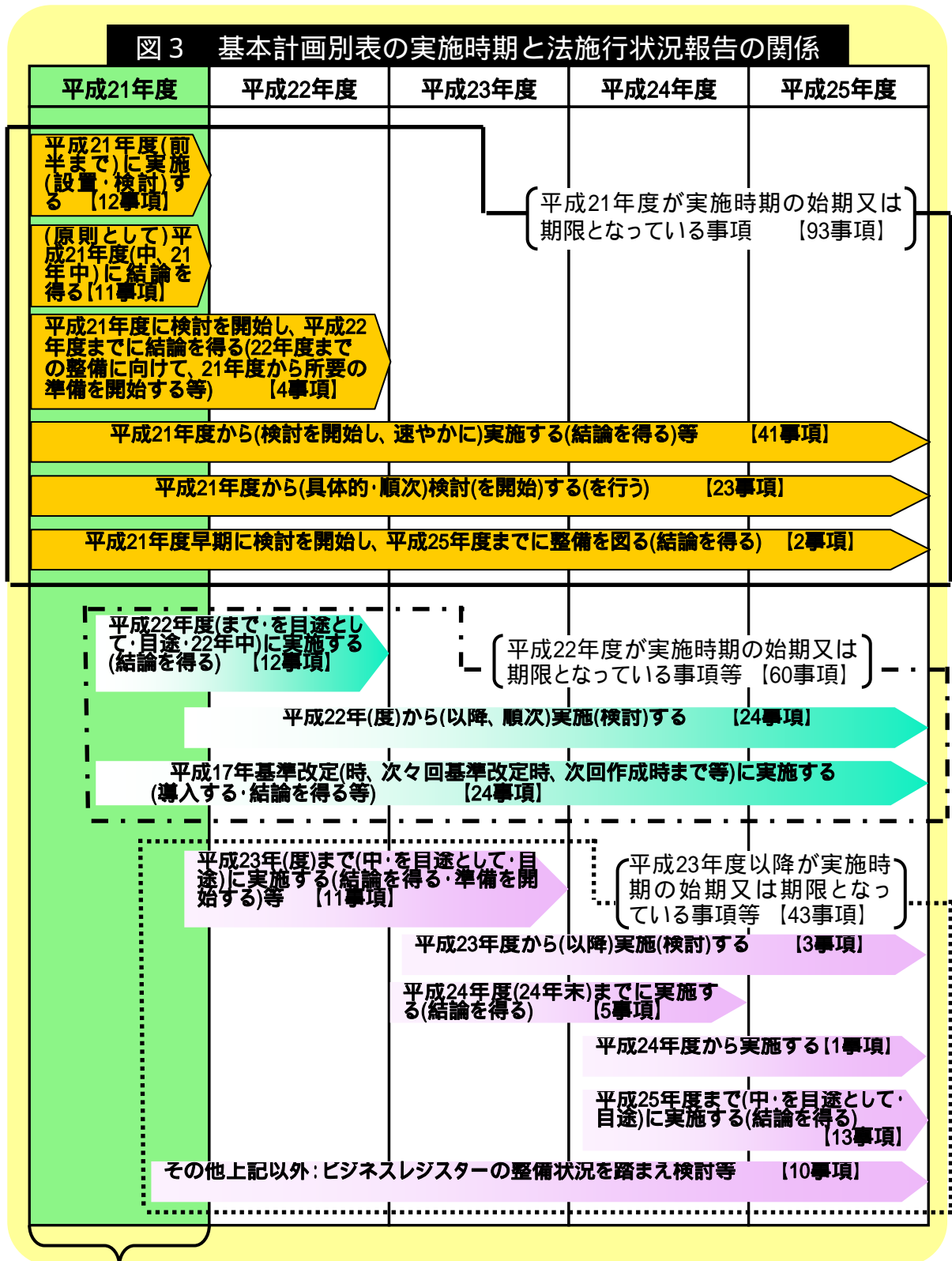
図2 基本計画の推進体制



3 平成21年度の推進実績

(1) 全体の推進実績

基本計画の別表では、「具体的な措置、方策等」欄の計196事項毎に、「平成21年度から実施」、「平成22年度までに結論を得る」等と、それぞれの実施時期が定められている(図3)。



【本年度施行状況報告対象】

これら196事項の推進実績をみると、各府省は、平成21年度末までに173事項について、基本計画が求めている措置を講ずるための取組に着手している。

また、196事項を実施の始期又は期限を基準に3区分し、その推進実績をみると、平成21年度を実施の始期又は期限とする93事項については、全ての事項が着手済みとなっているほか、平成22年度を実施の始期又は期限とする事項についても、8割が着手済みとなっているなど、順次、取組が進められている（表1。詳細は、別編「基本計画 事項別推進状況」参照。）

表1 基本計画の推進実績(平成21年度)

	該当する 事項数 (A)	うち着手 済みの事 項数 (B)	着手率 (B/A)
平成21年度を実施の始期又は期限とする事項	93事項	93事項	100%
平成22年度を実施の始期又は期限とする事項等（基準時・作成時を実施期限とする国民経済計算及び産業連関表に係る事項を含む。）	60事項	48事項	80%
平成23年度以降を実施の始期又は期限とする事項等（始期又は期限が明確に定まっていない事項を含む。）	43事項	32事項	74.4%
合 計	196事項	173事項	88.3%

（注） 「事項」については、基本計画別表の「具体的な措置、方策等」単位（印ごと）にカウントしており、一つの事項に複数の措置・担当府省が盛り込まれ、その一部のみ取組を開始している場合も「取組に着手」とした。

（2）主な推進実績

前記3-(1)の各府省が取組に着手している173事項について、統計の体系的整備、経済・社会の環境変化への対応、統計データの有効活用の推進、効率的な統計作成並びに統計リソースの確保及び有効活用という基本的な視点に沿って、基本計画の主要項目ごとに、その主な推進実績をみると、次のとおりとなっている。

ア 「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」関係

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項
 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化
 エ 四半期推計に関する諸課題
 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。
 【内閣府・平成22年度末まで1年から2年程度かけて望ましい手法について結論を得る。】

季節調整の系列の細分化の効果分析を行うとともに、季節調整における各種ダミーについて検討。また、平成21年10-12月期四半期別GDP速報(1次速報)より、輸出入の大きな断層に対応した季節調整手法を導入。

四半期分割については、比例デントン法の導入可能性等の検討を開始したところであり、平成22年度末までに望ましい手法について結論を得る予定。

【内閣府】

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項
(2) ビジネスレジスターの構築・利活用
ア 母集団情報の的確な整備
法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業員数、事業所数等の照会を定期的
に実施する。
【総務省・平成21年度から実施する。】

平成21年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人を対象に、当該法人の主な事業の内容や従業員数等について、郵送による照会を平成21年11月から四半期ごとに実施。
【総務省】

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項
(7) 統計基準の設定
指数の基準改定の客観性と各指数の整合性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」を新たに統計基準として設定し、公示する。
【総務省・平成21年度に実施する。】

「指数の基準時に関する統計基準」について、基準案を経済指標専門会議で2回（平成21年12月及び22年1月）検討。
この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会への諮問（平成22年1月）、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申（平成22年2月）を経て、平成22年3月18日に統計基準として設定し、同年3月31日に総務省告示第112号により公示。【総務省】

1 統計体系の基幹となる「基幹統計」の整備
(2) 基幹統計の整備に関する方向性
別紙 3 将来の基幹統計化について
検討する統計
【通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査】
経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。
3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項
(1) サービス活動に係る統計の整備
ア 情報通信サービスに関する統計の整備
情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。
【総務省、経済産業省・平成22年を目途として実施する。】

基本計画に基づき、従来、総務省が一般統計調査として実施してきた「通信・放送産業基本調査」及び「放送番組制作業実態調査」について、経済産業省企業活動基本調査との連携を図ることについて両省間で課題を整理、検討し、平成22年度から、情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」（総務省・経産省共管の一般統計調査）として実施することを決定。

これに基づき、両省間で具体的な調査内容、調査方法等についての調査計画を策定し、実施に向けた平成22年度予算を確保。また、調査計画に基づき、3月31日に一般統計調査として承認を受け、平成22年5月に調査を実施予定。

今後、「情報通信業基本調査」の調査結果を踏まえ、「情報通信業基本調査」を基幹統計化することを検討。
【総務省、経済産業省】

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備

人口動態調査における集計の充実(出生・婚姻・離婚の月別、年齢各歳・生年別の集計等)について検討する。

(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備

人口動態調査における外国人についての集計の充実(特に年齢別)について検討する。

【厚生労働省・平成21年中に結論を得る。】

外部有識者の意見も参考に対応策を検討し、具体的な措置、方策等として示された以下の統計表をそれぞれ追加作成することを決定。

今後、基幹統計調査の変更申請を行い、承認を得た上、平成22年9月の平成21年人口動態統計(確定数)の公表時から実施予定。

(2) 少子・高齢化等関係

(出生)出生数、出生月・母の生年年齢別

(婚姻)婚姻件数、届出月・届出時生年年齢別 - 夫・妻 -

(離婚)離婚件数、届出月・届出時生年年齢別 - 夫・妻 -

(7) グローバル化関係

(出生)父日本・母外国の出生数、父の年齢(各歳)・母の年齢(各歳)別

(婚姻)夫日本・妻外国の婚姻件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳)

(離婚)夫日本・妻外国の離婚件数、夫の届出時年齢(各歳)・妻の届出時年齢(各歳) 等

【厚生労働省】

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(5) 環境に関する統計の段階的な整備

総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。

【総務省、環境省、資源エネルギー庁・平成21年度から実施する。】

平成21年全国消費実態調査の耐久財等調査票において、関連する調査項目の一部(ハイブリット車・電気自動車等)を導入し、調査を実施。

今後、環境省と調整を行った上で、エネルギー消費に関する特別集計を行い、平成23年度に公表予定。

【総務省、環境省、資源エネルギー庁】

イ 「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」関係

1 効率的な統計作成
(1) 行政記録情報等の活用
イ 行政記録情報等の調査の原則化
調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無及び活用の効果等について事前に調査・検討する。
総務大臣による統計調査の承認の審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に当たっては、行政記録情報等に係る事前調査状況を確認し、必要に応じ、保有機関に対する協力要請を行う。
【各府省・平成21年度から実施する。】

各府省では、予算概算要求時及び承認申請時に、活用可能な行政記録情報等の有無等を確認・検討。

総務大臣による統計調査の承認の審査に当たって、行政記録情報等に係る事前調査内容を確認した結果、行政記録情報により作成可能であるとして、1調査票(水害統計調査の公共土木施設(補助事業)調査票)を廃止。

また、統計調査の承認時に、今後の課題として指摘。

港湾調査<輸出入申告情報等>
国際航空貨物動態調査<輸出入申告情報>

バルク貨物流動調査(輸出入申告情報)

消費生活協同組合(連合会)実態調査<消費生活協同組合(連合会)の決算書類>

地域児童福祉事業等調査<認可外保育施設の運営状況報告(年次報告)>

農業協同組合及び同連合会一斉調査<農協等の業務報告書>

(注) 末尾<>内は、利用可能な行政記録情報等の名称。

1 効率的な統計作成
(2) 民間事業者の活用
イ 適正活用のための環境整備
「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する。
【総務省・平成21年度に実施する。】

基本計画における民間事業者の活用の取組の方向性を踏まえてガイドラインを改定し(平成22年3月25日付け各府省統計主管課長等会議申合せ)、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成を明示。なお、併せて、ガイドラインの名称を「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に変更。

【総務省】

2 統計リソースの確保及び有効活用
(2) 実査体制(都道府県の統計専任職員等)の機能維持、国と地方公共団体の連携

地方公共団体を經由する必要がある調査(原則として、調査員調査が必要な調査)の範囲を精査し、必要な見直しを実施する。

【各府省・平成21年度から実施する。】

調査員調査で行われる全国消費実態調査(単身世帯)の調査世帯数を600世帯削減し、補完として、民間委託によるモニター調査を実施。

【総務省】

2010年農林業センサス(平成22年2月実施)において調査項目の大幅な削減(農林業経営体調査の削減調査項目数約160項目)を行うことにより、地方公共団体の事務負担(実査事務、審査事務)を軽減。【農林水産省】

特定サービス産業実態調査について、都道府県の事務負担軽減のため、平成21年調査から標本調査方式を導入。また、調査実施方法を見直し、28業種のうち、企業を対象とする6業種については国直轄の郵送調査に変更。【経済産業省】

港湾調査において、調査対象港湾を縮減するとともに、報告を求める事項や調査事項の一部削除、陸上出入貨物調査の廃止等を実施。

【国土交通省】
等

4 統計データの有効活用の推進
(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供

秘密の保護に配慮しつつ、二次的利用に関する以下の取組を実施する。

・ 所管の統計調査について、毎年度当初に、当該年度に二次的利用の対象とする統計調査やサービスに関し、統計調査名、提供するサービスの内容、申出受付時期・期間、提供予定時期等を盛り込んだ二次的利用に関する年度計画を策定し、公表する。

・ 総務省において、各府省の実施した二次的利用に関する年度計画及び実績(申出書の受付状況、審査結果状況、申出への対応困難な事案件数と理由、作成した統計等や匿名データの提供状況等)を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。等

【各府省・平成21年度から実施する。】

各府省が公表し年度計画の概要を一覧表に取りまとめ、ホームページで公表。また、オンサイト利用に係る関連情報の収集を行い、統計データの有効活用に関するワーキンググループにおいて各府省に提供。

各府省は、二次的利用に関する年度計画を策定し、ホームページを通じて公表。

平成21年度中に、国の行政機関がオーダーメイド集計のサービスを開始した統計調査は6調査、また、匿名データの提供を開始した統計調査は4調査。

(オーダーメイド集計)

法人企業景気予測調査(内閣府・財務省共管)、国勢調査(総務省)、学校基本調査(文部科学省)、賃金構造基本統計調査(厚生労働省)、農林業センサス、漁業センサス(農林水産省)

(匿名データの提供)

全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査(総務省)

公的統計の作成

1 基幹統計

(1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- ・ 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
- ・ 国民経済計算
- ・ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計
又は国際条約等において作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、平成21年度末現在において、基幹統計の総数は、53統計となっている（表2）。

法附則第5条では、法施行の際現に改正前の統計法（以下「旧法」という。）第2条の規定により指定を受けている指定統計（法の施行日に告示したものに限り）は、基幹統計とみなすとされており、表2に掲げる53統計のうち、国勢統計及び国民経済計算を除く51統計は、すべて旧法における指定統計を、法施行後に基幹統計とみなしたものである。

表2 基幹統計一覧（平成21年度末現在）

内閣府<1統計> 国民経済計算	農林水産省<7統計> 農林業構造統計 牛乳乳製品統計 作物統計 海面漁業生産統計 漁業センサス 木材統計 農業経営統計
総務省<13統計> 国勢統計 住宅・土地統計 労働力調査 小売物価統計 家計調査 個人企業経済調査 科学技術研究調査 地方公務員給与実態調査 就業構造基本調査 全国消費実態統計 全国物価統計 社会生活基本統計 経済構造統計	経済産業省<10統計> 工業統計調査 経済産業省生産動態統計 商業統計 埋蔵鉱量統計 ガス事業生産動態統計 石油製品需給動態統計 商業動態統計調査 特定サービス産業実態統計 経済産業省特定業種石油等消費統計 経済産業省企業活動基本統計
財務省<2統計> 法人企業統計 民間給与実態統計	国土交通省<9統計> 港湾統計 造船造機統計 建築着工統計 鉄道車両等生産動態統計調査 建設工事統計 船員労働統計 自動車輸送統計 内航船舶輸送統計 法人土地基本統計
文部科学省<4統計> 学校基本調査 学校保健統計 学校教員統計 社会教育調査	
厚生労働省<7統計> 人口動態調査 毎月勤労統計調査 薬事工業生産動態統計調査 医療施設統計 患者調査 賃金構造基本統計 国民生活基礎統計	<合計 53統計>

法第7条では、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除しようとするときは、統計委員会の意見を聴かなければならないとされている。

平成21年度中に、基幹統計の指定をしたもの又は指定を解除したものはない。

また、平成21年度中に指定の変更を行った基幹統計は、1統計となっている(表3)。

表3 指定・変更・解除を行った基幹統計 (平成21年度中)

基幹統計	指定・変更・解除の別	内容
港湾統計	変更	名称を「港湾調査」から「港湾統計」に変更

(2) 法定の基幹統計の状況

国勢統計

法第5条では、総務大臣は、国勢調査を10年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないとしている。ただし、当該国勢調査を行った年から5年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

また、法附則第4条で法施行後の最初の国勢調査を平成22年に行うものとしている。

平成21年度は、平成22年に実施される国勢調査について、基幹統計調査に係る変更を求める承認申請があり、当該申請について統計委員会に諮問を行い、答申を受け、本件についての承認を行った。

その後、総務省において調査の実施に向けた準備が進められている。

国民経済計算

法第6条では、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないとされている。

また、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないとされ、作成基準を定めたとき又は変更したときは、これを公示しなければならないとされている。

国民経済計算の作成基準については、法附則3条の準備行為として、平成20年度中に、統計委員会に諮問し、同年度中に統計委員会より答申を受け、平成21年4月に公示された。その後、法第26条の規定に基づ

き、総務大臣に国民経済計算の作成方法の通知が行われた。

平成 21 年度中に、国民経済計算は、四半期 1 次速報及び 2 次速報を共に 4 回、作成、公表するとともに、年次推計として、平成 20 年確報及び平成 19 年確々報を作成、公表している。

なお、国民経済計算の作成基準については、国際連合における基準の改定（08SNA）等国际動向への対応、基本計画に盛り込まれている国民経済計算に関する課題への対応所要の変更について、平成 21 年 4 月に統計委員会に諮問を行い、現在、統計委員会において調査審議中である。

（3）基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第 2 条第 5 項では、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を統計調査とし、法第 2 条第 6 項では、基幹統計を作成する統計調査を基幹統計調査としている。

また、法第 9 条又は第 11 条では、国の行政機関は、基幹統計調査を実施する場合又は基幹統計調査を変更し、若しくは中止する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないとされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微なものと認めるもの（資料編 資料 17 参照）を除き、同委員会の意見を聴かななければならないとされている。

法附則第 6 条では、法施行前に旧法の規定により承認を受けた指定統計調査は、基幹統計調査とみなすとされており、表 1 に掲げる 53 基幹統計のうち、国民経済計算を除く 52 の基幹統計を作成するための基幹統計調査は、すべて旧法における指定統計調査を、法施行後に基幹統計調査とみなしたものである。

平成 21 年度中に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止の承認申請が行われた件数は、16 件、承認に当たり統計委員会へ諮問を行ったものは 7 件、総務大臣が承認を行ったものは 16 件となっている（表 4）。

表4 基幹統計調査に係る申請件数等 (平成21年度中)

府省名	総務大臣への 申請件数		総務大臣の承認件数
		うち統計委員会へ の諮問件数	
総務省	4	1	4
財務省	0	-	0
文部科学省	1	0	1
厚生労働省	1	1	1
農林水産省	2	1	2
経済産業省	4(1)	2(1)	4(1)
国土交通省	4	2	4
合計	16(1)	7(1)	16(1)

注1) 平成21年度中に承認を行った16件は、すべて変更の承認申請に係るものである。

注2) 件数には、平成22年国勢調査に係る申請、諮問、承認を含む。

注3) 総務大臣への申請件数及びうち統計委員会への諮問件数の()の数値は、平成21年度に承認申請が行われ、諮問が行われたが、平成21年度中に承認されていないもの(経済産業省生産動態統計調査に係る申請・諮問)の件数であり、申請件数及び諮問件数の内数。

注4) 総務大臣の承認件数の()の数値は、平成20年度に承認申請を行い、平成21年度中に承認が行われたもの(特定サービス産業実態調査(経済産業省)に係る承認)の件数であり、承認件数の内数。

(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

基幹統計には、基幹統計調査により統計を作成するもののほか、統計調査以外の方法により作成する統計が含まれ、国民経済計算はこれに該当する。

法第26条では、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又は作成方法を変更する場合には、その作成方法について、あらかじめ総務大臣に通知をしなければならないとされ、総務大臣は、当該基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、意見を述べることができることとされている。

平成21年度中に、総務大臣に対して行われた統計調査以外の方法による基幹統計の作成方法の通知は、1件(前出(2) - の国民経済計算に係る通知の件)となっている。

なお、当該通知に対する総務大臣の意見表明は、行われていない。

(5) 基幹統計調査の実施状況

平成21年度中に実施された基幹統計調査は、40件となっている。

このうち、1年以下の周期で行われる経常調査は36件、2年以上の周期で行われる周期調査は4件となっている。

また、基幹統計調査については、必要な場合は、法第14条で統計調査

員を置くことができるとされ、法第 15 条で立入検査等ができることとされている。また、法第 16 条で基幹統計調査に関する事務の一部は、地方公共団体（教育委員会を含む。）が行うこととすることができることとされている。

平成 21 年度中に実施された 40 件の基幹統計調査のうち、統計調査員により調査を実施しているものは 19 件、立入検査等を措置しているものは 13 件、基幹統計調査に関する事務の一部を地方公共団体が行うこととしているものは 21 件となっている（表 5）。

「平成 21 年度中に実施」とは、報告を求める期間（調査の実施期間）の始期が平成 21 年度中にあることをいう。

表 5 基幹統計調査の実施件数等（平成 21 年度中）

府省名	基幹統計調査の実施件数					
	うち 周期 調査	うち 経常 調査	うち 法第 14 条 に定める 統計調査 員により 実施して いる調査	うち 法第 15 条 に基づき 立入検査 等を措置 している 調査	うち 法第 16 条 に基づき 地方公共 団体が事 務の一部 を行うこ とができ るとして いる調査	
総務省	7	2	5	6	0	6
財務省	2	0	2	0	1	0
文部科学省	2	0	2	0	1	2
厚生労働省	6	0	6	4	3	5
農林水産省	6	1	5	4	6	1
経済産業省	9	1	8	4	0	4
国土交通省	8	0	8	1	2	3
合計	40	4	36	19	13	21

注）周期調査とは 2 年以上の周期間隔（2 年に 1 回 など）で実施される統計調査であり、経常調査とは 1 年以下の周期間隔（毎月、毎四半期、毎年 など）で実施される統計調査である。

(6) 基幹統計の公表の状況

法第8条では、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされている。

平成21年度中に、国の行政機関が公表を行った基幹統計は、42件となっている(表6)。

表6 基幹統計の公表状況 (平成21年度中)

府省名	公表を行った 基幹統計の件数	公表までの平均期間			
		周期調査		経常調査	
		件数	平均期間(日)	件数	平均期間(日)
内閣府	1	-	-	-	-
総務省	6	1	286	5	48
財務省	2	0	-	2	93
文部科学省	3	1	286	2	76
厚生労働省	7	1	350	6	88
農林水産省	5	0	-	5	62
経済産業省	9	1	12	8	99
国土交通省	9	1	392	8	72
合計 / 全体平均	42	5	265	36	77

注1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注2) 1つの基幹統計で月次調査・年次調査がある場合など、複数の公表までの期間の種類がある場合、最も短い公表までの期間で平均期間の計算を行っている。

注3) 内閣府が公表を行った基幹統計1件は、統計調査以外の方法により統計を作成する基幹統計(国民経済計算)であり、これについては平均期間を記載していない。

注4) 合計 / 全体平均欄の は該当する全調査に関する平均期間である

2 一般統計調査

(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況

法第2条第7項では、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査とし、法第19条又は第21条第1項では、国の行政機関が一般統計調査を実施する場合又は承認を受けた一般統計調査を変更(総務省令で定める軽微な変更を除く。)する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないとされている。

また、法第21条第3項では、一般統計調査を中止する場合、総務大臣にその旨を通知するとされている。

平成21年度中に、総務大臣が承認を行った一般統計調査は、136件であり、中止の通知は0件である。

なお、法附則第 12 条では、旧統計報告調整法で承認を受けた統計調査は、旧報告調整法の規定により定められた承認の期間が満了するまでの間は、一般統計調査とみなすとされている。

したがって、平成 21 年度に承認申請が必要なものは、

- ・新たに統計調査を実施するもの【新規の申請】
- ・調査内容の変更を行うもの【変更の申請】
- ・旧統計報告調整法の承認期限が切れたため、変更はないが調査継続のため承認手続きを行うもの【継続の申請】

があり、それぞれの件数は表 7 のとおりとなっている。

表 7 一般統計調査に係る承認件数 (平成 21 年度中)

府省名	承認した一般統計調査の件数			
		うち新規の申請	うち変更の申請	うち継続の申請
内閣府	4(1)	0	4(1)	0
総務省	10(2)	3(2)	6	1
財務省	3(1)	0	2(1)	1
文部科学省	9(1)	0	6(1)	3
厚生労働省	44(1)	4	34(1)	6
農林水産省	26	2	24	0
経済産業省	18(2)	3(2)	8	7
国土交通省	17	1	15	1
環境省	6	4	2	0
人事院	3	0	3	0
合計	136(4)	15(2)	102(2)	19

注) () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、承認した一般統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

(2) 一般統計調査の実施状況

平成 21 年度中に、国の行政機関が実施した一般統計調査は、196 件となっている（表 8）。

「平成 21 年度中に実施」とは、報告を求める期間（調査の実施期間）の始期が平成 21 年度中にあることをいう。

表 8 一般統計調査の実施状況（平成 21 年度中）

府省名	一般統計調査の実施件数	
	うち周期調査	うち經常調査
内閣府	0	8(1)
総務省	3(1)	6
財務省	0	4(1)
文部科学省	2	11(1)
厚生労働省	19	37(1)
農林水産省	4	33(1)
経済産業省	5(2)	30(1)
国土交通省	8	19
環境省	5(1)	3
防衛省	0	1
人事院	0	3
合計	44(2)	152(3)

注)()内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、実施件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の調査実施数を単純合計しても、合計には一致しない。

(3) 一般統計調査の結果の公表の状況

法第 23 条では、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされている。

平成 21 年度中に、法第 23 条に基づき国の行政機関が公表を行った一般統計調査は、165 件となっている（表 9）。

表9 一般統計調査の公表状況 (平成21年度中)

府省名	公表を行った 一般統計調査 の件数	公表までの平均期間			
		周期調査		経常調査	
		件数	平均期間(日)	件数	平均期間(日)
内閣府	7(1)	0	-	7(1)	52
総務省	6	0	-	6	51
財務省	4(1)	0	-	4(1)	167
文部科学省	12(1)	1	257	11(1)	218
厚生労働省	44(1)	8	280	36(1)	241
農林水産省	34(1)	0	-	34(1)	76
経済産業省	30(2)	1(1)	228	29(1)	59
国土交通省	25(1)	7(1)	270	18	143
環境省	5	3	70	2	128
防衛省	1	0	-	1	81
人事院	2	0	-	2	184
合計/全体平均	165(4)	18(1)	221	147(3)	127

注1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注2) 1つの一般統計調査で月次調査・年次調査がある場合など、複数の公表期間の種類がある場合、最も短い公表期間で平均期間の計算を行っている。

注3) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注4) 合計/全体平均欄の は該当する全調査に関する平均期間である。

なお、法第19条又は第21条第1項に基づき、平成21年度中に、総務大臣が承認した一般統計調査(136件、表7参照)のうち、特別の事情により公表を行わないとした一般統計調査は、11件であり、例えば、基幹統計調査の変更在先立ちその変更内容の妥当性を検証するための試験調査などが該当する。

3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査

(1) 政令で定める地方公共団体の統計調査の実施又は変更の届出等の状況

法第24条では、政令で定める地方公共団体(平成22年3月31日現在で、47都道府県及び18指定都市)が統計調査を行おうとする場合又は変更しようとする場合、あらかじめ総務大臣に届出を行うとされている。

平成21年度中に、政令で定める地方公共団体が、統計調査の実施の届出を行った件数は、88件、統計調査の変更の届出を行った件数は、180件となっている(表10)。

表 10 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施及び変更の届出件数

(平成 21 年度中)

	統計調査の実施の 届出件数	統計調査の変更の 届出件数
都道府県	78	152
指定都市	10	28
合計	88	180

(2) 政令で定める地方公共団体の統計調査の実施状況

平成 21 年度中に、政令で定める地方公共団体が実施した統計調査の件数は、456 件となっている(表 11)。

表 11 政令で定める地方公共団体が実施した統計調査数

(平成 21 年度中)

	都道府県	指定都市	合計
実施した 統計調査の件数	403	53	456

4 届出独立行政法人等が行う統計調査

届出独立行政法人等とは、法第 25 条に基づき、独立行政法人等のうち、その業務内容等を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとしてあらかじめ政令で定めた法人であり、現在、日本銀行のみが対象となっている。

(1) 届出独立行政法人等の統計調査の届出の状況

法第 25 条では、届出独立行政法人等が統計調査を行おうとする場合又は変更しようとする場合は、あらかじめ総務大臣に届出を行うとされている。

平成 21 年度中に、届出独立行政法人等が総務大臣に対し、統計調査の実施の届出を行った件数は 0 件、統計調査の変更の届出を行った件数は 1 件となっている。

(2) 届出独立行政法人等の統計調査の実施状況

平成 21 年度中に、届出独立行政法人等が実施した統計調査の件数は、3 件となっている。

5 事業所母集団データベース（資料編 資料20参照）

(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の提供状況

法第27条では、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものとされており、国の行政機関、政令で定める地方公共団体、届出独立行政法人等は、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を目的とする場合、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができることとされている。

平成21年度中における事業所母集団データベースの整備として、商業登記等から情報の提供を受けて把握した新設事業所に対して、事業内容、従業者数等を照会することにより情報の拡充が行われた。

また、平成21年度中に、国の行政機関、政令で定める地方公共団体、届出独立行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は、19件となっている（表12）。

表12 事業所母集団データベースに記録されている情報の提供状況
（平成21年度中）

提供先 府省等名	提供を受けた件数		
		うち調査対象の抽出目的	うち統計の作成目的
内閣府	1	1	0
総務省	3	3	0
法務省	0	-	-
外務省	0	-	-
財務省	0	-	-
文部科学省	1	1	0
厚生労働省	5	5	0
農林水産省	2	2	0
経済産業省	5	4	1
国土交通省	1	1	0
環境省	1	1	0
防衛省	0	-	-
人事院	0	-	-
都道府県	0	-	-
指定都市	0	-	-
届出独立行政法人等	0	-	-
合計	19	18	1

(2) 重複是正、調査履歴登録の実施状況

法第 27 条では、事業所母集団データベースを整備する目的のひとつとして統計調査における被調査者の負担の軽減に資することが掲げられている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした統計調査について、各統計調査において調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴を登録する措置（調査履歴登録）を行うとともに、統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外する措置（重複是正）を行うこととしている。

平成 21 年度中に、国の行政機関が、事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は、58 件（実施率 63.0%）、調査履歴登録を行った統計調査は、98 件（実施率 54.1%）となっている（表 13）。

表 13 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（平成 21 年度中）

府省名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査数	実施調査数	実施率 (%)	登録対象 調査数	登録調査数	実施率 (%)
内閣府	3(1)	2(1)	66.7	5(1)	2(1)	40.0
総務省	7(1)	6(1)	85.7	10(1)	10(1)	100.0
財務省	3(1)	3(1)	100.0	3(1)	2(1)	66.7
文部科学省	1	1	100.0	12(1)	6	50.0
厚生労働省	22	21	95.5	37(1)	22	59.5
農林水産省	20(1)	12(1)	60.0	31(1)	25(1)	80.6
経済産業省	9(3)	8(2)	88.9	44(3)	18(2)	40.9
国土交通省	26(1)	6	23.1	37(1)	12	32.4
環境省	2	2	100.0	4	4	100.0
人事院	3	0	0.0	3	0	0.0
合計	92(4)	58(3)	63.0	181(5)	98(3)	54.1

注（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、その内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、重複是正対象調査数等の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

6 統計基準の設定

法第 2 条第 9 項では、統計基準を、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準と定義し、法第 28 条では、総務大臣が統計基準を定めこれを公示しなければならないとされている（統計基準を廃止又は変更する場合も同様。）。

従前、「統計調査に用いる産業分類及び疾病、傷害及び死因分類を定める政令」（昭和 26 年政令第 127 号、平成 21 年 4 月 1 日廃止）により定められていた、「日本標準産業分類」及び「疾病、傷害及び死因の統計分類」は、

その内容を変更することなく、法附則第3条に基づく準備行為として、平成20年度に統計委員会への諮問などの必要な手続きを経て、平成21年4月1日に、これらの統計基準は施行された。

また、平成21年度中に、新たに統計基準として定めたものは、「日本標準職業分類」及び「指数の基準時に関する統計基準」の2件であり、いずれも統計委員会への諮問などの必要な手続きを経て、平成22年4月1日に施行された（表14）。

表14 統計基準の設定状況（平成21年度末現在）

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成21年 3月23日	平成21年 4月1日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成21年 3月23日	平成21年 4月1日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成21年 12月21日	平成22年 4月1日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成22年 3月31日	平成22年 4月1日

7 協力の要請（法第29条から第31条までの施行状況）

（1）国の行政機関に対する行政記録情報の提供要請の状況

法第29条第1項では、国の行政機関は、他の国の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報の提供を求めるとされている。

平成21年度中に、法第29条第1項に基づき、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は、2件（いずれも内閣府が提供を求め、財務省が提供したもの。）となっている（表15）。

表15 法第29条第1項に基づく行政記録情報の提供の状況

（平成21年度中）

提供を求めた府省名	行政記録情報の提供を受けた件数	（参考）平成21年度末で提供を要請中の件数
内閣府	2	0
合計	2	0

(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況

法第29条第2項では、国の行政機関は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の国の行政機関に対し、調査、報告その他の協力を求めることができるとされている。

平成21年度中に、国の行政機関が、他の国の行政機関に対し協力要請を行った件数は、19件となっており、すべての協力要請が応諾されている(表16)。

表16 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請の状況

(平成21年度中)

要請を行った 府省名	協力要請の件数	平成21年度末で
		協力を要請中の件数
総務省	18	0
農林水産省	1	0
合計	19	0

(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請の状況

法第30条では、国の行政機関は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体及びその他の関係者に対し、協力を求めることができるとされている。

平成21年度中に、国の行政機関が、地方公共団体及びその他の関係者に対し協力要請を行った件数は、40件となっており、このうち協力要請が応諾されたものは32件、要請中のものは8件となっている(表17)。

表17 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請の状況

(平成21年度中)

要請を行った 府省名	協力要請の件数	平成21年度末で
		協力を要請中の件数
総務省	20	8
文部科学省	2	0
厚生労働省	3	0
農林水産省	15	0
合計	40	8

(4) 総務大臣が行う協力の要請の状況

法第31条では、総務大臣は、基幹統計の作成のため必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する国の行政機関以外の国の行政機関及びその他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する行政機関への必要な資料の提供その他の協力を行うよう求めることができることとされている。

平成21年度中に、総務大臣から国の行政機関及びその他の関係者に対し資料の提供その他の協力を行うよう求めた件数は、0件となっている。

調査票情報の利用及び提供

1 調査票情報の二次利用

法第32条では、国の行政機関又は届出独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合、統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができるとされている。

平成21年度中に、国の行政機関が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は、696件となっている（表18）。

表18 法第32条に基づく調査票情報の利用（平成21年度中）

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う 場合	
		統計の作成等を行う 場合	統計を作成するための 調査に係る名簿を 作成する場合
内閣府	3	3	0
総務省	23	22	1
法務省	0	-	-
外務省	0	-	-
財務省	6	4	2
文部科学省	113	106	7
厚生労働省	239	233	6
農林水産省	154	139	15
経済産業省	129	114	15
国土交通省	29	25	4
環境省	0	-	-
防衛省	0	-	-
人事院	0	-	-
日本銀行	0	-	-
合計	696	646	50

2 調査票情報の提供

法第 33 条では、国の行政機関又は届出独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関」という。）が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第 33 条第 1 号）
- ・ 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第 33 条第 2 号）

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる」とされている。

また、総務省令では、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として

- ・ 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ・ 国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に必要と認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

が定められている。

平成 21 年度中に、国の行政機関が、法第 33 条第 1 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は、2254 件、法第 33 条第 2 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は、54 件となっている（表 19）。

表 19 法第 33 条に基づく調査票情報の利用 (平成 21 年度中)

統計調査 所管府省等名	法第 33 条第 1 号該当件数 (公的機関への提供)			法第 33 条第 2 号該当件数 (公的機関が行う統計作成と同等の 公益性を有する統計の作成等を行 う者への提供)			
	統計の 作成等 を行う 場合	調査に 係る名 簿の作 成を行 う場合		公的機関 と共同し て行う調 査研究に 係る統計 の作成等 を行う者 への提供	公的機関 が費用の 全部又は 一部を公 募の方法 により補 助する調 査研究に 係る統計 の作成等 を行う者 への提供	国の行政 機関、地 方公共団 体が政策 の企画、 立案、実 施又は評 価に必要 と認める 等の統計 の作成等 を行う者 への提供	
内閣府	0	-	-	0	-	-	-
総務省	233	217	16	12	1	11	0
法務省	0	-	-	0	-	-	-
外務省	0	-	-	0	-	-	-
財務省	7	6	1	2	0	2	0
文部科学省	113	113	0	1	1	0	0
厚生労働省	1,080	1,076	4	35	3	32	0
農林水産省	11	10	1	4	0	4	0
経済産業省	662	651	11	0	-	-	-
国土交通省	148	148	0	0	-	-	-
環境省	0	-	-	0	-	-	-
防衛省	0	-	-	0	-	-	-
人事院	0	-	-	0	-	-	-
日本銀行	0	-	-	0	-	-	-
合計	2,254	2,221	33	54	5	49	0

3 委託による統計の作成等の実施

法第 34 条に基づき、国の行政機関又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行い、これを提供すること(以下「オーダーメイド集計」という。)ができるとされている。

一方で、一般から委託要請される統計の作成等は、多様なバリエーションが想定され、その要請に対応するためには、事前に、それぞれの国の行政機関が受託体制を整備することが必要であること、さらに、個々の調査票情報に関する仕様等のドキュメントを一般に提示可能となるよう整備する必要があるなど、実務的な観点から制度開始初年度の平成 21 年度末時点で、一律、すべての統計調査においてオーダーメイド集計に対応する状況

に至っていない。

したがって、実際の運用においては、一般からの委託に対し国の行政機関が対応できる統計調査及び受託可能な統計の作成等のメニューを事前に提示することが行われている。

平成 21 年度中に、国の行政機関がオーダーメイド集計のサービスに供するとして提示した統計調査は、6 調査となっている（表 20）。

これらのうち、国勢調査、学校基本調査及び賃金構造基本統計調査については、法第 37 条に基づき政令で定める受託独立行政法人等（（独）統計センター）を通じてオーダーメイド集計のサービスを提供している。

表 20 オーダーメイド集計に対する取組状況（平成 21 年度中）

統計調査 所管府省名	サービスの対象とすると して提示した統計調査の名称	サービス開始年月
内閣府	法人企業予測調査（平成 16 年 4 - 6 月期 以降の調査）（財務省と共管調査）	平成 22 年 1 月
総務省	国勢調査（平成 2 年、7 年、12 年、17 年）	平成 21 年 4 月
財務省	法人企業予測調査（平成 16 年 4 - 6 月期 以降の調査）（内閣府と共管調査）	平成 22 年 1 月
文部科学省	学校基本調査（平成 20 年度）	平成 22 年 2 月
厚生労働省	賃金構造基本統計調査（平成 18 年）	平成 22 年 2 月
農林水産省	農林業センサス（平成 17 年） 漁業センサス（平成 15 年、20 年）	平成 22 年 3 月

また、平成 21 年度中に、一般の者からオーダーメイド集計の申出が行われた件数は、4 件となっており、これらの申出はすべて、学術研究の発展に資すると認められる場合として、オーダーメイド集計が実施され、結果が提供された（表 21）。

表 21 オーダーメイド集計の結果の提供件数等（平成 21 年度中）

統計調査 所管府省名	オーダーメー ド集計の申出 件数	オーダーメー ド集計の結果 の提供件数	学術研究の発 展に資すると 認められる場 合	高等教育の発 展に資すると 認められる場 合
内閣府	0	-	-	-
総務省	4	4	4	-
財務省	0	-	-	-
文部科学省	0	-	-	-
厚生労働省	0	-	-	-
農林水産省	0	-	-	-
合計	4	4	4	0

4 匿名データの作成、提供

法第 35 条では、国の行政機関又は届出独立行政法人等が、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる」とされている。

また、法第 36 条に基づき、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合、国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができる」とされている。

平成 21 年度中に、国の行政機関が、匿名データの提供のサービスに供するとして提示した統計調査は、4 調査となっている（表 22）。

これらの 4 統計調査に係る匿名データは、法第 37 条に基づき政令で定められる受託独立行政法人等（（独）統計センター）を通じて、提供が行われている。

表 22 匿名データの提供を行うとした統計調査（平成 21 年度中）

統計調査 所管府省名	サービスの対象とするとして提示した統計調査の名称
総務省	住宅・土地統計調査（平成 5 年、10 年、15 年） 就業構造基本調査（平成 4 年、9 年、14 年） 全国消費実態調査（平成元年、6 年、11 年、16 年） 社会生活基本調査（平成 3 年、8 年、13 年）

また、平成 21 年度中に、一般の者から匿名データの提供依頼の申出が行われた件数は 20 件となっており、これらの申出は、すべて学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合として、匿名データの提供が行われた（表 23）。

表 23 匿名データの提供件数等（平成 21 年度中）

統計調査 所管府省名	匿名データの提供依頼の申出件数	匿名データの提供件数	学術研究の発展に資すると認められる場合	高等教育の発展に資すると認められる場合	国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合
総務省	20	20	18	2	0

5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第 39 条では、国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等は、調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないとされている。

国の行政機関、政令で定める地方公共団体及び届出独立行政法人等のうち、調査票情報等を適正に管理するためのマニュアルを作成しているのは 7 府省庁、15 都道府県、3 指定都市、1 届出独立行政法人等（日本銀行）となっている（表 24、25）。

表 24 調査票情報等を適正に管理するためのマニュアル
を策定している府省（平成 21 年度）

府省名
内閣府、消費者庁、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、人事院

表 25 調査票情報等を適正に管理するためのマニュアルを作成している
地方公共団体（都道府県及び指定都市）の数（平成 21 年度）

作成している 都道府県数	作成している 指定都市数	作成している 届出独立行政法人数
15	3	1

統計委員会

法第 5 章の規定及び統計委員会令等に基づき、内閣府に統計委員会が置かれ、法に定める事項について調査審議を行っている。

また、統計委員会には部会を置くことができるとされており、平成 21 年度末時点で 7 部会が置かれている。

平成 21 年度中に、統計委員会は、12 回開催され、部会は合計で 33 回開催されている（表 26）。

表 26 統計委員会及び部会の開催実績等 (平成 21 年度中)

統計委員会		開催回数		
		平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度 (10 月以降)
		12	13	7
部会名	部会の所掌	開催回数		
		平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度 (10 月以降)
基本計画部会	公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請及び法律の施行の状況に関する事項	0	13	9
国民経済計算部会	国民経済計算の作成基準の設定に関する事項	3	3	1
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	6	3	11
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	6	9	5
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	9	4	3
統計基準部会	統計基準に関する事項	9	0	-
匿名データ部会	基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	0	3	-
部会計		33	35	29

注 1) 統計基準部会及び匿名データ部会は、平成 20 年 12 月に設置された。

統計委員会においては、平成 21 年度当初時点で、平成 20 年度から審議継続となっていた諮問案件が 1 件あり、当該諮問案件は平成 21 年中に答申が行われた。

また、平成 21 年度中に、新たに総務大臣又は内閣総理大臣から諮問が 10 件行われ、これらのうち、平成 21 年度中に答申が行われたものが 8 件、平成 21 年度末時点で審議継続中となっているものが 2 件となっている（表 27）。

表 27 統計委員会における諮問・答申件数

	平成 20 年度中に諮問し、平成 21 年度中に答申した事案	平成 21 年度中に諮問し、同年度中に答申した事案	平成 21 年度中に諮問し、平成 21 年度末で調査審議中の事案
国民経済計算の作成基準（法第 6 条第 2 項）	-	-	1
基幹統計調査（法第 9 条第 4 項、第 11 条第 2 項）	1	6	1
統計基準の設定（法第 28 条第 2 項）	-	2	-
合 計	1	8	2

罰則

平成 21 年度中に、法に定める罰則の適用が行われた事案はない。

その他（統計情報の提供（e-Stat の取組等））

e-Stat とは、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する統計ポータルサイトである（資料編 資料 18 参照）。e-Stat を通じて、国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関係情報の提供が行われており、法第 54 条に基づく公的統計の所在情報の提供の取組及び法第 8 条及び法第 23 条に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

統計データのアクセスに関しては、平成 21 年度中に約 2954 万件のアクセスが行われている（表 28）。

表 28 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数

（平成 21 年度中）

府省名	府省等のコンテンツに対するアクセス件数
内閣府	241,675
警察庁	140,598
総務省	9,790,843
法務省	479,525
外務省	589
財務省	10,960,971
文部科学省	735,886
厚生労働省	2,941,849
農林水産省	3,658,448
経済産業省	146,665
国土交通省	421,935
環境省	13,156
防衛省	105
人事院	3,175
合計	29,535,420

注) アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るものの他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。